



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

～キャッシュレスは便利だけど… (Part1)～

買い物をする際、現金を持ち歩かずにクレジットカードやスマートフォンなどで支払いができる「キャッシュレス（電子）決済」は、その便利さから多くの人が利用しています。

【事例】

ある日、クレジットカード会社から身に覚えのない請求書が届いた。

請求書に記載された住所や氏名は私のものに間違いのないのだが、カードは作ってないし持ってもいない。間違いではないのか。

相談は
こちらへ…

役場消費生活相談窓口（町民課内）
TEL 0796・36・1941（直通）

たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!

【ひとことアドバイス】

◇クレジットカード作成時の審査が簡単なため、第三者が名義を悪用し、本人に成りすまして作成。ある日突然、支払請求書が送られるといったトラブルが相次いでいます。

◇自分は使用していなくても、家族が使用していたケースなどもあります。

◇クレジットカードでの買い物は、代金を後で支払う（後払いする）だけで、実際は借金しているのと同じです。

◇クレジットカードの管理は普段からしっかり行い、利用明細書は毎月必ずチェックしましょう。

◇事例のような場合は、カード会社に調査を依頼しましょう。

こんなとき、どうする？

